



令和4年3月16日
内閣府（防災担当）

「令和三年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が、令和4年3月11日（金）に閣議決定され、本日（3月16日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 山崎、和嶋

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

「令和三年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定

激甚災害	対象区域	適用措置		
		3条 4条	5条	24条
令和2年4月23日から令和3年11月22日までの間の地滑り	高知県安芸市 ^{あきし}	○		○
令和2年7月11日から令和3年11月5日までの間の地滑り	長野県下伊那郡天龍村 ^{てんりゅうむら}	○		○
平成30年7月6日から令和3年2月19日までの間の地滑り	高知県長岡郡大豊町 ^{おおとよちょう}		○	○
令和元年7月10日から令和3年2月19日までの間の地滑り	高知県安芸郡馬路村 ^{うまじむら}		○	○
令和元年8月27日から令和3年2月26日までの間の地滑り	佐賀県多久市 ^{たくし}		○	○
令和2年7月1日から令和3年11月10日までの間の地滑り	鹿児島県大島郡瀬戸内町 ^{せとうちちょう}		○	○
令和3年3月4日から11月1日までの間の地滑り	新潟県糸魚川市 ^{いといがわし}		○	○
令和3年7月16日から同月18日までの間の豪雨	愛媛県南宇和郡愛南町 ^{あいなんちょう}		○	○
	宮崎県東臼杵郡諸塚村 ^{もろつかそん}		○	○
	宮崎県西臼杵郡日之影町 ^{ひのかげちょう}		○	○
令和3年7月28日及び同月29日の暴風雨	福井県丹生郡越前町 ^{えちぜんちょう}		○	○

2. 適用措置の概要

○ 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(激甚法第3条及び第4条)

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

(過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は 68%→82%に嵩上げ)

○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(激甚法第5条)

農地、農道や水路等の農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

(過去5カ年の実績の平均では農地は 84%→96%に嵩上げ)

○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等(激甚法第24条)

国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入する。

3. スケジュール

3月11日(金) 閣議決定

3月16日(水) 公布・施行

政令第六十一号

令和三年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
令和二年四月二十三日から令和三年十一月二十二日までの間の地滑りによる災害で、高知県安芸市の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置

<p>令和二年七月十一日から令和三年十一月五日までの間の地滑りによる災害で、長野県下伊那郡天龍村の区域に係るもの</p>	<p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>平成三十年七月六日から令和三年二月十九日までの間の地滑りによる災害で、高知県長岡郡大豊町の区域に係るもの</p>	<p>規定する措置</p>
<p>令和元年七月十日から令和三年二月十九日までの間の地滑りによる災害で、高知県安芸郡馬路村の区域に係るもの</p>	<p>規定する措置</p>
<p>令和元年八月二十七日から令和三年二月二十六日までの間の地滑りによる災害で、佐賀県多久市の区域に係るもの</p>	<p>規定する措置</p>
<p>令和二年七月一日から令和三年十一月十日までの</p>	<p>規定する措置</p>

間の地滑りによる災害で、鹿児島県大島郡瀬戸内町の区域に係るもの

令和三年三月四日から十一月一日までの間の地滑りによる災害で、新潟県糸魚川市の区域に係るもの

令和三年七月十六日から同月十八日までの間の豪雨による災害で、愛媛県南宇和郡愛南町並びに宮崎県東臼杵郡諸塚村及び西臼杵郡日之影町の区域に係るもの

令和三年七月二十八日及び同月二十九日の暴風雨による災害で、福井県丹生郡越前町の区域に係るもの

備考 令和三年七月二十八日及び同月二十九日の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、令和三年台風

第八号によるものをいう。

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するため
の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第
一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、
これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。